

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する							担当部局名	不動産・建設経済局			作成責任者名	建設市場整備課長 奥原 崇	
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。							施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度				121	我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高)	2.0兆円	令和2年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設産業の国際競争力強化が必要であり、こうした国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。
122	2.57%	平成24年度	4.38%	4.69%	4.93%	5.49%	集計中		3.00%	平成30年度	専門工業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要。営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ること的確に専門工業者の収益力を把握することが適切。				
123	①84% ②57%	平成23年	①96% ②72%	①96% ②76%	①97% ②85%	①97% ②87%	①98% ②88%		①100% ②90%程度(製造業相当)	令和元年	技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現するために、本指標が妥当である。目標値については、中央建設業審議会基本問題小委員会によるとりまとめで示された値。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】				
達成手段(開始年度)	R2年度行政事業レビュー事業番号	予算額計(執行額)			R2年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 建設分野における国際展開の推進(平成19年度)	0375	25	22	41	26	官民連携により、トップセールスや相手国政府との官民会議を実施するほか、具体的な案件受注を目的とした調査、国際機関や在京大使館等と連携した情報発信などを通じて、建設分野における優れた技術・ノウハウを活かした「質の高いインフラ投資」を推進するための取組みを行うもの。					121	①建設分野における国際展開を推進するために行った会議の開催件数 ②建設分野における国際展開を推進するために行った会議の参加企業数			
(2) 建設業許可処理システム等の整備の推進(昭和62年度)	0376	243	271	229	204	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して、営業所等において専任を要する人的配置の重複排除等審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行い、消費者による適切な事業者選択等を促進する。これらの各業種における許可等に係る審査用のシステム等の運用管理を行う。					-	建設業許可業者数:467,192者 宅地建物取引業者数125,654者 マンション管理業者数2,000者 賃貸管理業者数:4,700者  相談件数:4万件(令和2年度)			
(3) 建設関連業の新たな役割と一層の活用の推進(平成20年度)	0377	60	11	6	11	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るため、建設関連業者登録システムの更新・保守等を行う。					-	・申請処理件数(新規・更新等):39,000件 ・建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要平均日数:35日以下を維持(令和3年度)			
(4) 建設業における法令遵守の徹底(昭和54年度)	0378	80	76	83	77	建設業における取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通じて建設業者に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。					-	・建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数:800件 ・下請取引等実態調査の結果に基づく指導等件数:10,800件 ・建設業取引適正化センターに寄せられた相談件数:1,600件  ・請負契約の書面による締結を行っている建設業者の割合を80%(令和5年度まで)			
(5) 建設業における労働・資材対策の推進(昭和54年度)	0379	33	32	39	26	建設業の持続的な発展のため、適切な賃金水準の確保・社会保険加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。 建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、前年度に着手した建築又は土木工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給を把握するため、型わく工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を雇用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。					123	・社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果を活用した協議会の回数:20回 ・建設業許可業者の加入率:100%(令和2年度)			

(6)	我が国建設業等の海外展開の推進 (平成24年度)	0380	95 (88)	97 (95)	97 (89)	99	我が国建設業等の更なる海外展開を促進するため、「ビジネス環境整備」として政府間会議等を活用した我が国企業の技術・ノウハウの積極的な売り込みや新興国における建設関連制度の整備・普及による我が国企業が参入しやすい環境づくりを実施するとともに、「ビジネス機会創出」として相手国政府と連携したPPPプロジェクトの組成支援やミッション団の派遣等による我が国中堅・中小建設企業の海外進出支援、地政学的に重要なパートナー国と連携した第三国への展開支援を行う。	121	・会議開催、ミッション団派遣等を行った国数:11カ国 ・我が国建設企業の新規年間海外受注高:2兆円(令和2年度) ・アジアにおける我が国建設企業の新規年間海外受注高:1.5兆円(令和2年度)
(7)	地方の入札契約改善推進事業 (平成26年度)	0381	70 (66)	96 (85)	41 (40)	41	入札契約制度への取組が遅れている地方公共団体における入札契約方式等の改善等の取組を促進するため、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し手続き等の支援(支援対象事業等の性格や地域の実情等に関する課題の整理、入札契約方式等の検討、必要となる諸手続等)を実施する。	-	地方公共団体における入札契約改善推進事業の実施数:3件 入札契約方式を多様化した地方公共団体数:100件(令和2年度)
(8)	建設分野における外国人受入れの円滑化及び適正化 (平成26年度)	0382	80 (77)	81 (77)	224 (217)	180	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するための「外国人建設就労者受入事業」及び一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に対する在留資格「特定技能」にて受け入れる外国人材について、充実した監理を実施するとともに、外国人材が社会の一員として円滑に生活できるよう受入れ環境の整備を進め、建設分野における外国人材受入れの円滑化及び適正化を実現する。	-	・特定監理団体・受入企業に対する巡回指導回数:950件 ・外国人建設就労者の労働災害発生者割合:0.1%以下(令和2年度) ・外国人建設就労者に関する母国語電話相談ホットラインに寄せられる相談のうち、雇用契約との乖離に関する相談件数:0件(令和2年度)
(9)	建設産業における女性の定着促進 (平成27年度)	0383	50 (47)	33 (33)	14 (13)	13	官民が共同で策定した「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」に基づき、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、就業継続を実現することを目的とした「働きつづけられるための環境整備」の取組を中心に行う。	-	・経営者や女性技術者・技能者向けセミナー等の開催回数:10回 ・建設産業における女性定着に関する地域別アクションプログラムの策定:1件 ・女性の入職者数に対する離職者数の割合を令和2年から令和6年までの間、前年度比で減少させる。 ・入職者に占める女性の割合を令和2年から令和6年までの間、前年度比で増加させる。
(10)	建設職人の安全・健康の確保の推進 (平成30年度)	0384	-	20 (20)	11 (7.5)	11	民間工事の契約において、安全衛生経費の内容、その計上方法(積上・率計上等)などが不明確であることから、民間工事における安全衛生経費の実態把握、本法の対象となる安全衛生経費の定義付け及び下請まで適切に支払われるような施策の検討を行う。 また、公共・民間工事において、建設業者による安全衛生管理に関する自主的な取組を発注者・元請等が評価している事例の収集・効果の分析、好事例集の作成・展開を図ることにより、建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。	-	・安全衛生対策項目の確認表の作成:1件 ・安全衛生経費の内訳明示のための標準見積書の作成:1件 ・建設業における労働災害による死亡者の減少率(平成29年の死亡者数323人からの減少率):15%(令和4年)
(11)	適正な工期設定等による働き方改革の推進 (平成30年度)	0385	-	48 (33)	33 (33)	33	現在は国として知見を有していない民間工事の発注プロセスや工期の設定・管理方法等に関し、業界団体等の協力を得ながら、傘下企業に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、生産性向上等による働き方改革に向けた取組の普及・啓発に当たっての課題と解決策を抽出・整理する。	-	・民間発注者における週休2日モデル工事の調査数:15件 ・平成35年度までに建設業における実労働時間数:製造業(165.2時間(平成29年度)(30人以上規模))と同等
(12)	建設技術者の働き方改革の推進に関する調査・検討 (平成30年度)	0386	-	21 (19)	20 (20)	18	建設技術者の長時間労働の是正に向けて、ICT技術の進展を踏まえた現場労働時間の短縮・平準化や、長時間労働是正に関する優良事例の収集・整理・水平展開等に関する調査・検討を実施する。	-	・有識者を含めた検討会の開催回数:2回 ・監理技術者資格者証保有者数を平成28年度末から1%増加(令和3年度)
(13)	建設業許可等の電子申請化に向けた調査・検討 (平成30年度)	0387	-	14 (12)	10 (10)	54	建設業許可、経営事項審査の申請に係る手続等について、必要書類の作成準備や審査事務が申請者・許可行政庁の双方にとって過大な負担となっているとの指摘があることを踏まえ、各都道府県の許可実態を調査し、業務効率化に資するシステムの仕様を検討しつつ、システム構築を進める。	-	許可行政庁・審査行政庁等へのヒアリング実施回数:6回 ・電子化された経営事項審査を利用した企業数:4.9万社(令和5年まで)
(14)	地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保 (平成30年度)	0388	-	60 (58)	10 (9)	9	企業の経営の効率化に資する「多能工化の推進」や「ICT技術の活用」などについて、現状調査・検討や重点支援を通じて、ノウハウ・手法等を取りまとめた手引きを作成する。また、事業承継への対策として、事業承継に係る実態把握を行い、経営効率化・事業承継に関して専門家によるコンサルティングを実施し優良な取組事例等を集約するほか、これらの成果をセミナーやオンライン動画配信により中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発を図る。	122	・経営改善、生産性向上、事業承継に係る、重点支援件数:40件 相談支援件数:200件 動画作成数:3本 ・セミナー等開催回数:3件 ・セミナー等参加企業において、多能工化に取り組む企業の割合:15%(令和3年度) ・セミナー等参加企業において、ICT化設備を導入する企業の割合:10%(令和3年度) ・相談支援案件のうち、解決に至った件数割合:20%(令和3年度) ・重点支援案件のうち、目標達成に至った件数割合:80%(令和3年度) ・後継者難による倒産の割合:4.8%(令和3年度)

(15) 道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	0390	140	140	146	149	○相手国との政策協議 セミナーの開催、政治のリーダーシップによるトップセールスの展開等により、我が国による案件獲得の働きかけを行う。 ○海外インフラ展開を進めるための調査分析 対象国の道路整備に係る諸制度や政策、具体のプロジェクトの動向等の調査・分析を行い、日本企業の参入支援を行う。 ○ASEAN地域での交通連携強化 ASEAN地域において我が国の技術の普及を図るとともに、日本企業等の活動を支える質の高いインフラとしての国際的な道路網整備を目指す。	121	道路分野に関する案件発掘等の調査数
		(139)	(138)	(146)	2020年度までの道路分野における海外受注累計件数400件 (2013年度起算)			
施策の予算額・執行額		726 (699)	628 (616)	618	841	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定): 第3章 1. (1)、第3章 1. (2)、第3章 2. (2)、第3章 4. (3)、第3章 5. (4) 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定): 1. (2) vii)、6. (2) iv)、6. (2) x)	
備考		【AP改革項目関連:社会資本整備等 分野⑩】にあるKPI「週休2日工事を発注した国及び都道府県の数」、「建設キャリアアップシステムへの建設技能者の加入率」、「建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						